

指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第15号

指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を改正する  
規則

指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「常勤の職員又は地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員のうち、」を削り、「実習助手」の右に「（京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第2条第1項第2号に掲げる者を除く。）」を加え、同条第3号中「別表」を「別表第2」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)